

昭和51年2月25日第3種郵便物許可（毎週4回月、火、木、金曜発行）

令和6年8月3日発行SSKO通巻11696号

膠原栃木版

昭和五十一年二月二十五日第3種郵便物許可（毎週4回月、火、木、金曜発行）  
令和六年八月三日発行SSKO通巻一一六九六号  
膠原栃木版

# SSKO

## 膠原

栃木版  
No.133

◎編集 全国膠原病友の会

◎編集責任者 玉木朝子

〒321-0113 宇都宮市砂田町461

☎028-656-2386

☎028-656-7260

### 全国膠原病友の会栃木県支部

## 医療講演・相談会ご案内

暑い日が続いておりますが、皆様体調はいかがですか。年ごとに暑さが増していく中で、相変わらず感染症が取りまきを見せておりません。自己免疫疾患を抱える自分たちが、変化しながら生き残っている感染症に対し、どう対処すべきなのか学びたいと思います。県北での相談会は7年ぶりですが、皆様のご参加をお待ちしております。

日時 令和6年10月6日（日）10時より

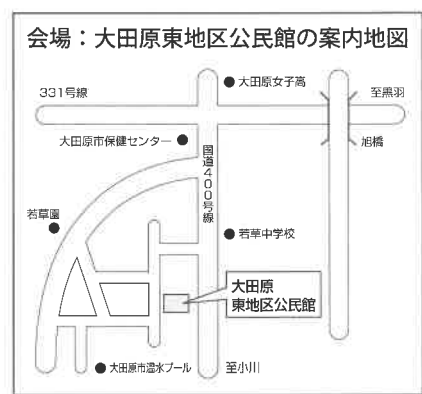
場所 大田原東地区公民館  
大田原市若草1丁目1287-1 TEL 0287-24-2777

#### 「講演」

獨協医科大学 リウマチ・膠原病内科 准教授 前澤玲華先生  
「膠原病のメカニズムと変化する感染症対策について」

#### 医療相談・生活相談会（11時30分～12時30分）

- \* 医療相談  
前澤玲華先生  
(先生への質問やご相談はこの時間帯にお願いいたします)
- \* 生活相談  
獨協医科大学 地域連携・患者サポートセンター  
医療福祉相談部門  
医療ソーシャルワーカー 橋本富美子先生  
医療ソーシャルワーカー 天谷 知寛先生  
全国膠原病友の会栃木県支部 相談役 熊倉みつ子先生



(医療制度や日常生活に関するご相談はこちらの先生方が個別で行います。ぜひ活用してください。)

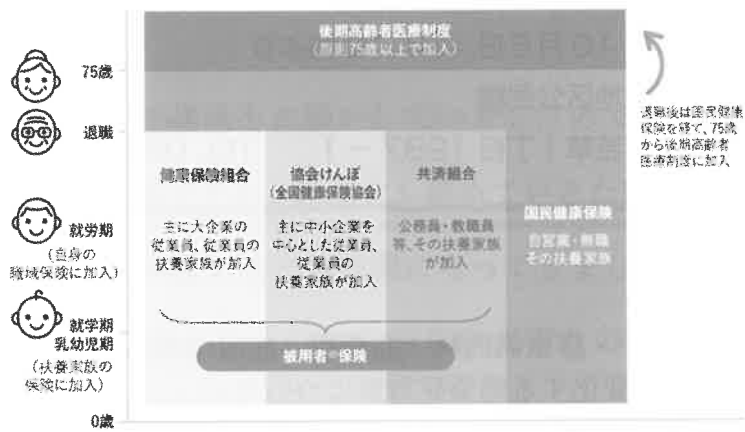
去る6月1日獨協医科大学リウマチセンター主催による「リウマチ教室」が開催されました。医療費の対策や制度について根本的な内容の講演が行われ、医療費の勉強になりました。演者である東野先生にお願いし、資料を掲載させていただきます。ぜひ、参考にしてください。

## 医療費対策・制度について

医療福祉相談部門

主任医療ソーシャルワーカー 東野怜奈

### ① 健康保険（公的医療保険制度）



### 医療費の負担割合

小学校入学まで  
2割負担



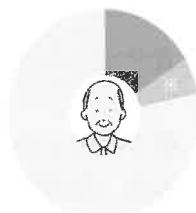
※自治体により負担が異なる

小学校入学後\*から69歳まで  
3割負担



※小学校入学後でも自治体により医療費の助成が行われています

70歳から74歳まで  
2割負担



※現役並みの所得がある人は3割負担

75歳以上  
1割負担



※現役並みの所得がある人は3割負担  
※一定以上所得がある人は2割負担

## 後期高齢者医療で、窓口負担が2割の方

R4年10月1日～R7年9月30日までは、**外来での負担増加額を3,000円までに抑える**ことになっています（入院は対象外）。

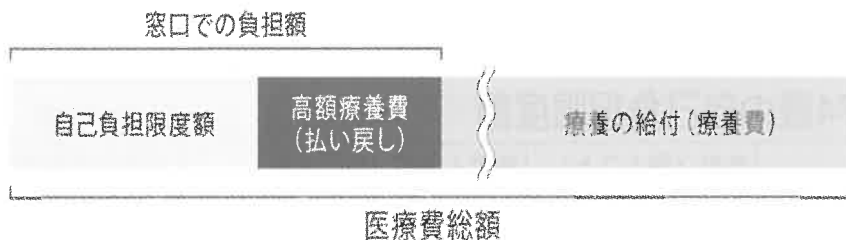
### 【計算方法】

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	<b>3,000円</b>
払い戻し等 (③-④)	2,000円

※同一医療機関での受診は上限額以上支払わなくてよい。いくつかの病院を受診した場合は、後日払い戻し。

## ◇高額療養費制度

- ・負担割合に応じ支払った医療費が、ひと月の「**自己負担限度額**」を超えた場合、その超えた額が払い戻しされる。
- ・戻りを受けるまでには、約3か月かかる。



## 「自己負担限度額」

- ・所得に応じ、ひと月の医療費負担が一定額までの負担になる。
- ・入院中の食事代や差額室料、文書代等は自己負担（保険点数が付かないものは含まれない）。
- ・自由診療のものも含まれない。
- ・医科と歯科は別。
- ・医療機関ごとに上限額までかかる。  
→後日“高額療養費”で戻りを受けられる。

### 70歳未満の自己負担限度額

所得区分	表記	1カ月の自己負担限度額	多数該当	食事療養費
社保：83万円以上 国保：901万円超	ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	490円/食
社保：53～79万円 国保：600～901万円	イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	490円/食
社保：28～50万円 国保：210～600万円	ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	490円/食
社保：26万円以下 国保：210万円以下	エ	57,600円	44,400円	490円/食
低所得者 (住民税非課税)	オ	35,400円	24,600円	230円/食 (90日以上： 180円/食)

### 70～74歳の自己負担限度額

(※) 《 》は多数該当の額

	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯合算）	入院時食事療養費
現役並み所得Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	《140,100円》 (※)	490円/1食
現役並み所得Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	《93,000円》 (※)	490円/1食
現役並み所得Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	《44,400円》 (※)	490円/1食
一般	18,000円	57,600円 《44,400円》 (※)	490円/1食
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	230円/1食 (90日以上は180円)
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	110円/1食

### 75歳以上の自己負担限度額

(※) 《 》は多数該当の額

	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯合算）	入院時食事療養費
現役並み所得Ⅲ （課税所得 690万円以上）	252,600円+（総医療費-842,000円） ×1% 《140,100円》（※）		490円/1食
現役並み所得Ⅱ （課税所得 380万円以上）	167,400円+（総医療費-558,000円） ×1% 《93,000円》（※）		490円/1食
現役並み所得Ⅰ （課税所得 145万円以上）	80,100円+（総医療費-267,000円） ×1% 《44,400円》（※）		490円/1食
一般	18,000円	57,600円 《44,400円》（※）	490円/1食
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	230円/1食 (90日以上は180円)
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	110円/1食

#### ◇限度額適用認定証

- ・ 保険者に申請手続きし医療機関に提示  
→医療費を自己負担限度額までに抑えられる。
- ・ 申請した月の初日（例：6月13日に申請→6月1日）から有効の認定証が交付される。
- ・ 月が替わってすぐの時には、前月からの交付が可能か保険者へ至急相談を！



## 「マイナンバーカード」の活用

- ・「限度額適用認定証」が省略できる。  
※“オンライン資格確認等システム”を導入している医療機関や薬局に限る。
- ・旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携される。



## ②特定医療費（指定難病）

- ・「難病」の定義：
  - ①発病の機構（原因）が明らかでない
  - ②治療方法が確立していない希少な疾患
  - ③当該疾病にかかることにより、長期間にわたり療養を必要とすること
- ・対象疾患の数：341疾患（2024年4月から）
- ・申請先は保健所（健康福祉センター）

### ◇申請に必要なもの

- ・支給認定申請書
- ・臨床調査個人票 ← 難病指定医が記載したもの
- ・保険証の写し
- ・最新の市町村民税が確認できる書類
- ・住民票
- ・マイナンバーの提供に関する本人確認書類
- ・印鑑



## ○医療費助成における自己負担上限額(月額)

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準 ( )内の数字は、夫婦2人世帯 の場合における年収の目安		自己負担上限額(外来+入院)(患者負担割合:2割)		
			一般	高額かつ 長期*	人工呼吸器等 装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

### ◇「軽症高額該当」について

- ・申請月以前の12月以内、または指定難病を発症したと難病指定医が認めた月から申請日の月までに、その治療に要した“医療費の総額が33,300円を超える”月が3回以上ある  
⇒ 医療費助成の対象
- ・“医療費の総額が33,300円を超える”とは？  
… (例) 3割負担の方が、月に約1万円を超える月が年3回以上ある場合。  
入院中の食事代は含まない。



#### ◇「福祉手当」「見舞金」等

- ・ 指定難病、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者に各市町から支給される。
- ・ 栃木県内での支給額は年額10,000～60,000円。
- ・ 宇都宮市の支給額が最も多い（60,000円/年）が、指定難病の場合は所得制限あり。  
（小慢は「医療的ケア児等福祉手当」で所得制限なし）

#### ③障害年金

- ・ 病気やけがで、日常生活や仕事などが制限される状況になった場合に受給できる（受給要件を満たすと支給）。
- ・ 障がい者手帳の有無は関係なし。
- ・ 大切なのは“初診日”と医師の“診断書”。
- ・ 「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の2種類ある。  
（1,2級のみ） （1～3級+障害手当金）



#### 〈障害等級〉

- ・ 1級：日常生活が常にサポート、他者の介護が必要  
活動範囲がほぼベッド周辺や寝室
- ・ 2級：日常生活に著しい支障があり、サポートが必要になることがある。  
活動範囲がほぼ家の中や病棟内で、働くことが困難
- ・ 3級：病気や怪我が治らないもので、まったく働けないわけではないが、出来る仕事に限られる。  
職場の理解と援助のもと、就労できる。



### 関節リウマチの場合

- ・申請には“肢体”の診断書を使う。
  - ・「日常生活にどの程度支障が出ているか」が重要。  
（例）料理できる → 自分では包丁で切れず、家族に切ってもらっている。  
立ち上げられる → 支えにかなり依存している。
- ※ 診断書には日常の様子を反映して記載してもらう。  
そのためには、普段の様子を細かく伝えることが重要。

### ④身体障害者手帳



- ・身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される（1～6級）。
- ・1,2級の方は“重度心身障がい者医療費助成”の該当になり、保険診療の自己負担分が助成される。
- ・補装具や日常生活用具の給付や障がい福祉サービスの利用が可能になる。  
→ 「指定難病」のみでも利用可能。

#### ◇補装具

身体上の障がいを補い、日常生活や職業生活をしやすくするため、長期間にわたり継続して使用されるもの。

##### 補装具品目

- ・義肢、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖 等

#### ◇日常生活用具

社会参加や自立を促すために、介護・訓練等支援用具や自立生活支援用具などを給付する費用の一部を助成するもの（市町事業）

##### 肢体不自由

- ・特殊寝台、入浴担架、体位変換機、移動用リフト、入浴補助用具、歩行補助杖、頭部保護帽、居宅生活動作補助用具（住宅改修）

### ◇自立支援医療（更生医療）

- ・障がいを軽くしたり、機能を回復して日常生活を容易にしたりするための一部の医療行為について、医療費の軽減を図るもの。
- ・自己負担は原則1割だが所得に応じて上限額あり。
- ・18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けている方が対象。
- ・事前申請が必要。

(例)肢体不自由：人工関節置換術など

### ⑤障がい福祉サービス

- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、障がい児（18歳までの児）が対象。
- ・介護給付と訓練等給付がある。
- ・サービスの利用には、市町へ申請し認定調査を受ける必要がある。  
医師の意見書も必要（市町が病院へ依頼）。
- ・障がい支援区分（区分1～6）が下りてからでないとサービス利用ができない。



### ⑥介護保険

- ・40～64歳の方は、16の特定疾病に該当しないと申請不可。  
65歳以上の方は、介護が必要になった方が対象。
- ・市町に申請し、認定調査を受ける必要あり。  
医師の意見書も必要（市町が病院へ依頼）。  
急ぎの場合には、みなしでサービス利用も可能。
- ・介護認定は要支援1,2と要介護1～5があり、要支援では利用できないサービスもある。



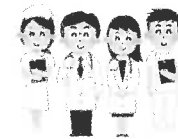
## ⑦就労支援

- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）では、難病を含む障害について専門的な知識を持つ相談員が就労相談を受けている。
- ・ 職場にジョブコーチが出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援もある。
- ・ 当院では「免疫アレルギー疾患の両立支援モデル事業」を今年度も受けており、治療と仕事との両立ができるよう支援している。



## 制度利用できるか？

- ・ 同じ疾患でも、1人ひとり状態は違います。該当しそうかは、まず担当医に相談してみましょう。
- ・ 何て聞いたらいいか、どう伝えたらいいか悩む場合やどう手続きしたらいいか等、疑問がありましたらソーシャルワーカーへお声かけください。



## 編集後記

私どもの機関紙「膠原栃木」は今号で133号になりますが、第2号から132号まで担当して下さったイリサワ印刷さんが6月末で事業を終了しました。45年前、暗中模索としか言いようのない状態での機関紙発行にほとんどボランティアで面倒をみてくれました。その後、記念誌の発行や大会の印刷等、栃木支部の運営状況を考慮して、お付き合いをして下さったことに改めて御礼を申し上げたいと思います。

今までツーカーで構成をお願いしていましたので、一番痛手を受けるのは編集担当の私ですが、無理なく進めていきたいと考えています。

今年も相談会の準備を始める時期になってきましたが、やはり会として運営するのは人と人とのつながりが大事なのだなと実感しているこの頃です。（玉木）